平成２９年９月

**【有名企業をかたる架空請求にご注意！】**

**＜相談＞**

スマートフォンに大手通販サイトからショートメッセージサービス（ＳＭＳ）のメールが届いた。「有料動画閲覧料金が未納。支払わないと法的措置に移行する」とあった。連絡先に「覚えがない」と電話をしたら「１年前に登録があり、１年分として３０万円の未払い金がある。コンビニでプリペイドカード（電子マネー）を購入して、そのカードの裏の番号を連絡するように」と言われた。どう対処したらよいか。

**＜アドバイス＞**

有名な企業名をかたりＳＭＳを使って、まったく根拠のない架空請求のメールが送られてきたという相談が増えています。

　対処する必要はないので絶対に連絡をせず、無視しましょう。中には相手から「一度も利用していないことが確認できたのでいったん払えば返金をする。今日中に払うように」と強要された事例もあります。

　全国の消費生活センターなどでは、携帯電話やパソコンに届く電子メールやＳＭＳなどのうち、いわゆる迷惑メールが関連した相談が２０１４年度以降増加しています。

　「迷惑メールが一日に何十通も送られて困っている」「有料サイトの未納料金を請求するＳＭＳが届き支払ってしまった」「お金がもらえるという当選メールが来て、受け取るために費用を払ったがお金がもらえない」というものです。

　心当たりのない不審なメールやＳＭＳが届いても、記載されている連絡先へは連絡しないようにしましょう。

　また対策として基本ソフト（ＯＳ）やセキュリティーソフトなどを最新の状態に更新し、携帯電話、プロバイダーなどの迷惑メール対策サービスを利用することが有効です。

　迷惑メールがきっかけでトラブルになったら、お近くの市町村の相談窓口や島根県消費者センターにご相談ください。

　**消費者ホットライン＝電話１８８**（泣き寝入りはいやや！）　お近くの消費生活センターにつながります。